

はじめに

1 「傾城町」「遊所」で働く女性

① 遊女 「傾城町（島原）」（洛外、幕府直轄地）寛永十九年（二六四〇）

② 茶立女 「遊所」（祇園、北野、清水、八坂）寛文十年（二六七〇）

③ 芸子（芸者）・舞子 廻し店（子方芸子・舞子）取扱店

寛保頃（二七四一～四四）

▼ 芸子の始まり ▼ 「遊妓の廻し店」

2 江戸幕府の寺社・遊所政策

① 寺社の再建・修理 幕府が全額負担 ↓ 積立金・勸化^{かんげ}による再建・修造

② 新地開発 禁止（宝永まで） ↓ 認可（宝永から）

宝永三年（一七〇六）妙法院に所領七条河原で新地の開発を認可

正徳二年（一七一二）に祇園社・建仁寺に境内で新地の開発を認可

③ 遊女屋・茶屋 遊女屋は洛外の「傾城町」に集めて幕府が直接支配

茶屋は洛外の寺社領に「遊所」を設置する

3 江戸幕府の遊所政策（略年表）

寛文十年（二六七〇） 茶屋商売の認可。四カ所「遊所」の設定

寛政二年（二七九〇） 茶屋の廃止。四カ所「遊所」の再編。遊女屋商売の認可

文化十年（二八一三） 茶屋商売の再認可

天保十三年（一八四二） 茶屋・遊女屋商売の禁止

嘉永四年（一八五二） 遊女屋商売の再興認可

安政三年（一八五六） 茶屋商売の再々認可

4 祇園社の旧境内（略年表）

大永六年（一五二六） 鴨川四条・五条間の河原畑の喪失

天文十三年（一五四四） 大鳥居の流失

天正十九年（一五九二） 御土居の構築。四条通りの封鎖。御旅所の移転

慶長七年（一六〇二） 四条通りの開通

慶長八年（一六〇三） 四条橋の復興、河原の芝居地化

寛文十年（一六七〇） 鴨川四条・五条間の護岸工事。河川敷の町家化

先斗町（西岸）、宮川町・弁財天町等（東岸）

5 祇園社境内町（略年表）

元和頃（二六二五～二四） 祇園町（御門前町）の出現（もと祇園村）

正徳二年（一七一二） 新地六町の開発。 ▼ 新地六町の開発

（富永町・末吉町・元吉町・清本町・橋本町・林下町）

一、祇園「遊所」の成立

- ▼ 寺社四カ所の遊所
- ▼ 遊所の茶屋軒数

- ① 元和（一六一五〜二四）初年から寛文十年（一六七〇）
祇園社境内の祇園町に「茶屋」が出現する。
- ② 寛文十年から正徳二年（一七一二）
祇園町が幕府から京都の四カ所（祇園、北野、清水、八坂）の「遊所」（茶屋）の一つに指定される。
- ③ 正徳二年から寛延三年（一七五〇）
祇園社境内の広小路畑地に新地六町が開かれる。

二、茶屋商売の停止と遊女屋商売の認可

― 島原への「遊女口銭」の納付 ―

- ① 寛延三年から寛政二年（一七九〇）
幕府が「茶屋株御吟味」を実施し、祇園町の茶屋株を減らし、新地六町の茶屋株を増やす。
▼ 寛延の取り締まり
- ② 寛政二年から文化十年（一八一三）
幕府が茶屋の営業を禁止し、新たに祇園、北野、二条新地、七条新地の四カ所に遊女株を許可する。遊女屋から島原への「遊女口銭」上納が始まる。
▼ 宝暦の茶屋株
- ③ 文化十年から天保十三年（一八四二）
各所遊女株二〇株（一株遊女十五人）〔祇園、北野、二条新地、七条新地〕
茶屋株（平株と廻し株）が復活する。
▼ 寛政の取り締まり
- ▼ 茶屋株の再興
- ▼ 茶屋株再興の政治工作

三、茶屋・遊女屋商売の禁止と復興

― 島原への「芸者口銭」「茶屋口銭」の納付 ―

- ① 天保十三年から嘉永四年（一八五二）
天保の改革により祇園町・新地六町他における茶屋・遊女屋商売が禁止される。
▼ 天保の改革
- ② 嘉永四年から安政三年（一八五六）
幕府が祇園町・新地六町他での遊女屋商売の再興を認可する。遊女屋から島原への「芸者口銭」上納が始まる。
▼ 遊女屋の再興
- ③ 安政三年十月から慶応四年（一八六八）
茶屋商売の再興が認められる。遊女屋から島原への「茶屋口銭」の上納が始まる。
▼ 傾城町の借財
- ▼ 茶屋渡世の再々興

むすび

明治維新と祇園

茶屋株と茶立女

- ▼ 傾城町からの独立
- ▼ 茶屋株
- ▼ 茶屋には茶立女一人

〔史料〕

1 〔京都町触集成〕別巻二一四九九号 寛文十年（一六七〇）

覚

▼ 寺社四カ所の遊所
▼ 茶屋には茶立女一人

このごろ京都町中ならびに寺社門前町ニ遊女これを抱え置き、商売せしむる族これある由、その聞こえあるに就いて、所々これを改め、遊女抱え置き候ものは、或いは籠舎の上、追ひ払い、或いは斬罪にせしめ、支配人・地主ニも過怠これを申し付け、地八品により闕所にせしめ候。自今以後は前々より御法度の通り、いよいよ異失なく相守り、遊女一切隠し置くべからず。町中の儀は、年寄・五人組これを改め、寺社門前の儀は、支配の面々より急度相改むべし。清水・八坂・祇園・北野門前町の茶屋は、兼日御定め（立）の通り、茶たて女（立）人宛差し置くべく、これまた見分の躰、遊女と相見え候もの抱え置き候はば、たとひ商売せずといえども曲事たるべし。況んや隠し置き商売せしまば、嚴科に処せらるべきの間、この旨堅く相守るべきの事。

右の通り、京都町中ならびに寺社門前町中へ触れ知らせしむべく候。十ヶ日これを過ぎ相改め、もし違背の輩これあるにおいては、書面の通り曲事たるべきの旨、申し触るべきもの也。

寛文十年六月廿七日

対馬守 御在判

上京町代

2 〔京都御役所向大概覚書二〕寛文十年（一六七〇）

茶屋数

▼ 遊所の茶屋軒数

一拾三軒	北野鳥居前町	一右同所	新五軒町
一拾九軒	右同所真盛町	一式拾八軒	祇園北側
一拾軒	右同所右近馬場	一三拾九軒	清水三町目
一六軒	松下三軒町	一式拾九軒	右同所式町目
一三拾式軒	大和大路弁才天町	一四拾三軒	右同所四町目
		都合三百三十四軒	

3 〔京都町触集成〕三一九七一号 寛延三年（一七五〇）八月 ▼ 寛延の取り締まり

口触

茶屋株差し免じ置き候場所、ならびに市がけ水茶屋等にて、近来ハ夜分猥りに止宿致させ候旨あらあら相聞こえ、公儀を憚らず、殊ニ祇園辺りにては構いなき事ニ相心得え、左様なる場所もこれ有るよう相聞え候。料理茶屋・水茶屋等にてこれ夜更候迄、多人数入れ込み、殊ニ世上を憚らざる躰にて、茶立女等の衣服等を花麗ニ取り繕い、売女躰の働き致させ、かつ外より左様なるもの引き入れ、宿いたし候もの等これあり、露顕致すにおいては、その女ハ嚴敷き咎に申し付け、年寄・五人組・家主ハ申すに及ばず、地主ならびに家請人等迄、それぞれ急度申し付くべく候。かつ又、茶屋ならびに市がけ水茶屋等差し免じ置き候場所へ、向後八月々両御役所より組のもの不時ニ指し遣し、家別ニ相改させ申し候事。

右の趣、洛中洛外末々のものニ至る迄、已来亡却致さず。急度相守るべき旨、洩らさざるよう相触れるべきもの也

午八月十三日

4〔京都府下遊廓由緒〕宝暦元年四月（一七五一）

▼茶屋には茶立女一人

宝暦元辛未四月、祇園町・繩手通ならびに宮川筋老町目より同六町目迄、去（寛延三年）年来久しく商売相止めまかりあり
去庚午十月、売女躰背ニ付商売差留相成、女ハ傾城町江差下相成、掛り相無之茶屋ハ先前之通、茶立女老人宛差置旨下知有之由記録アリ 難儀の訳を以て、**祇園町へ茶屋株拾軒**、繩手道へ同拾軒、宮川筋老町目ヨリ六町目迄同拾五軒、十ヶ年之間貸附方相済み、かつ先達で触れ置き候二十三ヶ条（中略）の趣相守るべき旨申し渡しに相成り、その後追々年限継ぎ致シ候事記録アリ

5〔翁草〕卷百四 京大阪の風俗

▼新地六町の開發

▼芸子の始まり

▼「遊妓の廻し店」

又都の気色の古いにしへに異なるも大かたならず。余が少おきな頃人々のいひしは、「三條の橋より祇園の西門の見江しを覚しかと問ふ」。余「不知」と答ふ。京の大火は「奈何」。「不知」と答ふ。人々是れを聞て「扱さても少おきなき事哉」と云し（昨日）もきのふの夢の心地ぞする。其頃迄は今の繩手通は人家もなく、元結をこく営み場にて、其の賑なわてなりしとぞ。

祇園町もなく、遊妓の類は三本木土堤町とどに有て、所謂「土手の春」と云。女駕舁の事など自笑・其碩せきがすさみ置し双紙にも見江たり。さるを其そのあたり辺火消屋敷の御用地に成り、妓屋・料理屋の類今の祇園町へ引せたり。白人しろとと云もの土手町に始まる。是は素人と云儀にて、世を憚る隠妓なるを、今は恐れげなく時めく様に成ぬ。芸子げいこと云は、や（四十年）よそとせあまり前に初りて殊に近き世の事なり。

余が幼き頃祇園新地はいまだなく、祇園町と知恩院門前の間は郊野なり。其頃祇園神輿洗には、氏子町うぢこに不限、京中競きこひて大業おおわざたる神燈はやしものを造り囃子物をして神前へ参る。其大たるもの長さ十間余り、辻を廻る時は折れる様にしつらひ、其壯觀、今の及ぶ所に非ず。あけの日は、祇園燈籠の評判付とて、町中を売歩うりあるま行く。其優劣を評せし物なり。余り超過して喧嘩出来、其後は公より制禁あり。今にても町々年寄代りの節、庁所に於て読聞せらるゝ御書付に、此燈籠の寸法の事有り。今の代の人は何の事やら知らぬ人多し。其大なる神燈、祇園町を、あ（通）ふさ（難）きるさする程に、群たる人のゆきもならぬ計りなれば、北の方野道の切り通へ人々抜たり。是今の祇園新地開たる所也。

其頃の祇園町の繁栄云べからず。町並すべて茶屋にて、他商売店はなし。享保中頃より少し衰て、祇園町に余の商売店出来たりとて、無き事の様に沙汰せり。今は茶屋は残り少に成て、遊妓の廻し店多し。此店と云もの、以前は団栗の凶子、井手町に有しが、寛延頃、東筋御咎おとがめ有て其後模様替り、今の如く成しなり。

（註） 神沢杜口 京都町奉行所の与力、宝永七年（二七二〇）〜寛政七年（二七九五）

6〔京都府下遊廓由緒〕寛政二年（一七九〇）六月

▼寛政の取り締まり

◎寛政二庚戌六月、祇園町・同新地をはじめ、茶屋株等、隠売女子三百人余り、傾城町へはしため婢に差し下しに相なる。所々の茶屋株一時差し止められ、傾城町へは売女調えのため、救銀拾五貫目下し渡しに相なり候事記録アリ

◎寛政二庚戌六月、祇園町・同新地をはじめ所々の茶屋株のもの、売女多人数傾城町へはしため婢ニ差し下しに相なり、所々の茶屋株一時に差し止められ、懸り合かかりあいこれなき茶屋は先前の通り、茶立女老人宛差し置き、遊女に紛れまじきよう申し渡しに相なり候由

此以前二モ追々同様之処置アリ、記録無之

◎同年十一月、祇園町・同新地内六町ナリ・二条新地・北野・七条新地、都合四ヶ所へ初めて五ヶ年限りを以て、遊女屋廿軒宛、老軒につき人数十五人に限り、差し許しに相なり、去る六月傾城町へ差し下しに相なり候売女引き取り、渡世致し候儀、ならびに傾城町へ口銭差し出し、差配を受け候儀等、申し渡しに相なり候事

記録アリ、此時傾城町出稼之筋ニ成ル、委クハ同所之条中ヲ見ルヘシ

附 是迄祇園町・同新地は區別相立て居り候所、本書(ママ)遊女差免(敷)の砌(みぎり)、已来(いらい)老ケ所ニ相心得るべき旨申し渡しに相なり候事アリ記録

7〔慶応の口上書〕寛政二年（一七九〇）十二月

同年十二月、祇園町・同新地・二条新地・七条新地・北野上七軒、四ヶ所遊女商売廿軒ツ、御差免(敷)に相なり、遊女多人数これあり候てはよろしからざる趣にて、遊女屋老軒ニ抱え遊女十五人に限り候旨仰せ渡され、なお右つき猥りなる儀これなきよう、傾城町へ差配取締仰せ付けられ、遊女については傾城町へ口銭下しおかれ、もつとも傾城町へ婢に下し置かるる千三百人余りの売女、四ヶ所の遊女屋共へ分け遣わす。

寛政の取り締まり

- ① 茶屋株の停止
- ② 婢は傾城町へ預けられる
- ③ 四箇所の遊所に各二十軒の遊女屋
- ④ 遊女屋一軒に遊女十五人
- ⑤ 遊女屋は傾城町の差配下へ（口銭を納める）

8〔京都町触集成〕九一六二九号 文化十年（一八一三）二月 ▼茶屋株の再興

茶屋株の類、今度在り来るの通、差免(敷)候間、前々右商売いたし来る町々にて、一株に茶立女の類吾人宛召し抱え、渡世致し候儀、勝手次第に候。 ▼茶屋には茶立女一人

9〔慶応の口上書〕

なおまたその後奸智のものこれあり、関東表へ罷り下り謀計を以て、当所へ一応の掛ヶ合いも仕らず、嶋原町年寄などと偽名を飾り、御冥加銀上納の儀申し立て、茶屋株再興の儀願い奉り、文化十酉年二月四日、茶屋株御差免(敷)ニ相成る。 ▼茶屋株再興の政治工作

10〔万覚日記〕天保十三年（一八四二）三月二十八日条 ▼天保の改革

祇園町・同新地・膳所裏・八軒・清井町、何れも茶屋向き一統行燈を引き休む。廻シ店は行燈出し子供を送らず休む。その余、外六町内弁才天町、行燈を引き休む。廿一軒町四五軒行燈を出シあり。中之町も同断。宮川壱町目一軒引く。行燈出シ有あり。宮川町一統行燈を出さず休む。すべて遊所向きは休む。是ハ銘々心得にて慎み居り候趣なり。

11〔万覚日記〕天保十三年（一八四二）八月二十五日条 ▼遊所向きは傾城町のみ

この間御触にて京師遊所向き、嶋原傾城町のみにて、その余、引き払う。当月より六ヶ月限りに、外の商売に引き移り候よう仰せ出さるるにつき、すべて休み相仕舞(しま)、寂しく候。

12〔祇園町・新地六町等四カ所惣代等連署請書〕嘉永四年（一八五一）十二月十一日付

『宝寿院日記』嘉永五年正月二十三日条所載

▼遊女屋の再興

そこ方共町々、先年差し免じ置き候遊女商売の儀、去る寅年、諸事御改革仰せ付けられ候節、商売替え、または傾城町へ引越し、遊女商売致すべき旨申し渡し候処、この度、傾城町相続方、ならびに京地潤助ニも相成るべき訳を以て、以前の如く十ヶ年を限り、遊女商売差し免候間、場所ならびに遊女屋軒数・遊女人数等、前々の通りに相心得え、右渡世については、傾城町の差配を請け、同所へ口銭差し出し、惣而不取締方の儀これなきよう、作法能く相守り渡世いたさすべく候。芸者の儀はそこ所へ差免候遊女屋共へ差配申し付け候間、遊女商売差し免し候場所々江住居致すべく候。勿論遊女ケ間敷働き致さざるよう急度取り締り相立て、これまた傾城町へ口銭差し出すべく候。右につき遊女渡世の者、ならびに遊女・芸者共名前申すべく候。

13〔祇園町・新地六町等四カ所惣代等連署請書〕嘉永四年十二月十一日付（『宝寿院日記』）

▼傾城町の借財

この度嶋原傾城町借財四万両計もこれあり難渋につき、そこ方ども町々へ寛政度の通り、遊女ならびに芸者等差し置き、渡世の儀十ヶ年の間、差し免じの趣、仰せ渡され：

14〔煙花新議〕嘉永五年（一八五二）浅野長祚（ながよし）著

▼遊女と芸者の人数

さてまた当時、祇園町抱女これあり候客請屋式百軒余り、抱女これなきの分式百軒程、抱女の数、遊女式百十七人程、芸者九百五十人程、右千百六十人余、軒別に引当て候へば一軒両三人程に当り候

15〔京都町触集成〕一七一七〇五号 安政三年（一八五六）▼茶屋渡世の再々興

祇園町、同新地、二条新地、北野新地、七条新地へ茶屋渡世差^敷免候間、以前、外場所にて茶屋渡世等いたし、右渡世いたしたきものハ、四ヶ所遊女屋共へ相對に及び、八ヶ月を限り四ヶ所の内へ移住いたし、右渡世致すべく候。もつともこれ迄の通り、遊所の外にて紛らわしき渡世いたし候ものの儀つき、度々相触れ候趣、急度相守るべく候。

辰十月

16〔慶応の口上書〕安政三年（一八五六）十月▼茶屋渡世の再々興

四ヶ所遊女商売人共

そこ方共町々へ先達て傾城町相続方ならびに京地潤助ニも相成るべき訳を以て、遊女商売差し免じ置き候処、今般五ヶ年限り四ヶ所へ茶屋差し免じ、遊女・芸者共呼び寄せ渡世致すべく候。かつそこ方共町々の外、以前茶屋渡世いたし候者共、右渡世いたしたき者共ハ、そこ方共へ相對に及び、八ヶ月を限り、四ヶ所の内へ移住いたし候よう申し付け、今般差し免じ候茶屋渡世のもの共（の）傾城町差配方、そこ方共に取り締り申し付け、遊女・芸者共の口銭ハ勿論、茶屋共口銭、傾城町へ差し出させ、尤も外の町々より移住致すべき者も茶屋渡世差し免じ候間、傾城町差配そこ方共取締いたし、移住以前、茶屋渡世届の者は、四ヶ所之内へ出稼申し付け、これまた傾城町への口銭差し出し候様申し付け候間、諸事正路ニ申し談じ、茶屋渡世のもの共名前申し出すべし。

安政三年、四ヶ所遊女商売人へ申し渡し

- ① 四ヶ所内の居住者で茶屋を営む者の「取締」
- ② 彼らが傾城町（島原）に納める「茶屋共口銭」の手配（為差出）
- ③ 外部（外町々）からの移住してきた茶屋の「取締」
- ④ 傾城町に納める「（茶宿共）口銭」額を彼らと「申談」じて決めること。
- ⑤ 「茶屋渡世」者の名前書の京都町奉行所への提出

17〔宝寿院日記〕慶応四年（明治元年、一八六八）三月二十日条

▼ 傾城町からの独立

乍恐奉願上口上書

一 祇園境内祇園町始め新地六町、組合外六町、右町々の儀は、先前より遊所御免の場所にて、以前は地頭へ茶屋株等御免ニ相成、地頭ヨリ申し渡し、それぞれ渡世仕り来り罷り在り候処、去ル天保度、諸事御改革の節、御取解ニ相成り候、然ル処、全体右町々は場末入り込みの土地につき、外の渡世にては衰微仕り、既二年貢等も納りかね、甚だ以て難渋仕り候間、段々歎願仕り候処、その後、嘉永四年十二月、右それぞれ町々へ遊女渡世の儀、已前の如く差し免ぜられ候えども、**当境内地頭ニ拘わらず、嶋原傾城町の支配ヲ以て渡世仕るべき旨申し渡され**、その後同様渡世仕り来り罷り在り候えども、当社領門前境内にて社内と同様の儀ニ御座候処、右嶋原傾城町の支配にては郭くわの形ニ相成り、地頭境内の規則も相立ち申さず、かつまた町住居の者も地頭と申す儀、不心得者もこれあり、諸事不都合の儀ニ御座候間、甚だ以て歎なげヶ敷か次第二御座候につき、今般御一新の折柄ニ在らせられ候えば、何卒以来は、**祇園町・新地内、外組合六町遊所渡世の儀は、先前の通り、地頭へ御免成し下しなされ、以来地頭支配仕り候よう仰せ付けられ下され候はば、誠に以て難**ありがたきしあわせ**有仕合に存じ奉り候。**もつとも取締方は嚴重ニ仕り、境内町人共名前付け替え・家譲り・町役人進退、その外何事によらず品替りの儀は申すに及ばず、地頭より御役所へ御届け申し上げ、その上御差図を請け、取り計らい仕りたく存じ奉り候、左候はば地頭境内の規則も相立ち、誠に以て難ありがたきしあわせ有仕合に存じ奉り候。猶御容易と相成り候えば、**御冥加の為、年々金貳千両も上納仕りたく存じ奉り候。**右は兼々渡世の者より御冥加の儀これを進んで申し出し候儀ニ御座候て、決して地頭より推して申し付け候儀にては毛頭御座なく候間、何卒前条の次第、出格の御憐情ヲ以て、御沙汰之儀、恐れ乍ら願ひ上げ奉り候。以上

祇園社務執行

宝寿院印

慶応四辰年三月

弁事 御役所

むすび

茶屋株のこと

18 (上河原家日記) 明和三年九月八日条
 一夕方正蔵(松本)入来。このたび院内入用、元吉・末吉両町金廿一両借用いたし、株金引当にて借入候間、奥印いたし呉候様、則同役両印にて奥印、右内へ証文相渡候事

▼茶屋株

19 (上河原家日記) 明和七年七月五日条
 一今日株金相納候儀、先達而^ら院内へ先き借りいたし、此節ハ大方ハ受取計ニ候間、印形いたし立会候事、見合くれ候様正蔵へたのミ、受取印形いたし遣ス

▼茶屋には茶立女一人

橋本町 廿両
 元吉町 九両
 拾貳町 富永町 清本町 三両
 廿七町 末吉町

表1 祇園町・新地六町の遊女屋 その1 寛政2年～天保11年

	寛政2	寛政10	寛政13	文化3	文化4	文政5	天保11	
1	井筒屋治郎三郎	祇園井筒屋店	5	7	3	5	16	15
2	扇屋九左衛門	祇園扇九店	3	7	13	12		
3	万屋太郎右衛門	祇園一力店	3	7	0	0		
4	升屋半四郎	祇園橋半店	6	7	4	2		
5	井上屋源兵衛	井上屋店	13	13	15	19	66	62
6		三井屋店	21	14	57	46	72	70
7		宇治屋店	15	15	23	28	53	
8		近江屋店	20	15	25	38	60	118
9		あたらし店	21	13	28	27	24	
10		井筒屋店	21	14	25	31	28	108
11		松本店	11	15	35	40	29	
12		桜井屋店	13	14	32	40	56	46
13		奈良屋店	16	15	34	40	44	
14		花菱屋店	6	15	24	25	26	
15		水口屋店	6	5	43	34	16	
16		京屋店	13	14	26	25	36	59
17		京井筒屋店	12	14	33	29	90	81
18		万屋店	16	15	26	14	36	96
19		伊勢屋店・京増屋	26	20				
			247	239	446	455	652	655
出典	万覚日記	祇園華楼遊繁栄	細	細	細	細	細	細

註1) 出典の「細」は「祇園細見」を示す。

註2) ゴチックの数字は遊女の人数を、その他の数字は昔者の人数を示す。

嘉永5年(1852)の祇園の客請屋と遊女・芸者(『煙花新議』〔史料14〕)

・客請屋 ①抱女あり 200軒余り ②抱女なし 200軒余り 計500軒
・遊女 217人
・芸者 950人